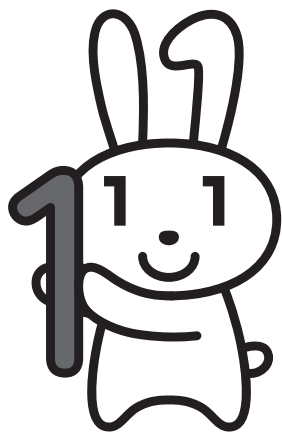


始まります、マイナンバー制度



マイナンバー広報キャラクター
「マイナちゃん」

27年10月からマイナンバー（個人番号）が皆さんに通知され、28年1月から社会保障・税・災害対策分野の行政手続きで利用が始まります。

◆マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、正式には「社会保障・税番号制度」と言います。

同制度では、住民票を有する全ての人が番号を持つことで、国や市区町村など複数の機関が保有する情報が同じ人のものと確認できるようにになります。

皆さんそれぞれに割り当てられる12桁の数字を個人番号またはマイナンバーと呼びます。

◆マイナンバー制度にはこんな利点があります

① 公平・公正な社会の実現
年金などの社会保障給付を適切に受ける権利や、行政サービスの提供を適切に受ける権利を守ることができるとなります。

② 利便性の向上

29年7月から、年金の手続きや公営住宅の収入申告などの対象業務において、申請時に添付していた証明書の提出が不要になります。

③ 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などでの作業が効率化され、スムーズで正確な作業ができるようになります。

◆マイナンバーの利用について

マイナンバーを利用する事務は、法律により社会保障・税・災害対策分野の事務に限られます。

28年1月から、年金・雇用保険・健康保険・各種給付などの社



今後の主なスケジュール

《27年10月》 ※詳しくは10月号広報でお知らせする予定です。

・個人番号の通知 マイナンバー（個人番号）が記載された「通知カード」を世帯ごとに簡易書留で郵送します

・個人番号カードの申し込み開始 公的な証明書として使用することができる「個人番号カード」の申し込みが始まります

《28年1月》 ※詳しくは28年1月号広報でお知らせする予定です。

・マイナンバー利用開始 社会保障や税の手続きなどの対象業務の申請時にマイナンバーの提示が必要となります

・個人番号カード交付開始 個人番号カードの交付が始まります（初回発行手数料は無料）

《29年7月》

・証明書などの提出が不要に 対象業務において、申請時に添付していた証明書の提出が不要になります

◆問い合わせ

社会保障の手続きや、税の手続きの際には、マイナンバーの提示をお願いします。

・マイナンバーコールセンター
【☎0570(20)0178】

・外国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）対応コールセン

ター【☎0570(20)0291】

※いずれも土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時30分～午後5時30分
※ナビダイヤルのため通話料が掛かります。

※詳しくは、内閣官房「マイナンバー社会保障・税番号制度」ウェブサイト【<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>】をご覧ください。

マイナンバーの「通知カード」 送付に伴う居所情報登録申請を

10月以降、住民票を有する皆さん一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が記載された「通知カード」を送付します。（2ページ参照）

「通知カード」は住民票の住所地に送付しますが、次の理由により住民票の住所地で受け取ることができない人は、「居所情報登録申請

書」を9月25日金までに住民登録をしている市区町村に持参または郵送してください。

① 東日本大震災による被災者で、住所地以外の場所（居所）に避難されている人
② DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で住所地以外の場所（居所）に移動されている人

③ 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている人
申請書はお近くの市区町村で入手いただける他、総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/kojin_bango_card/08.html からダウンロードもできます。

申請には本人確認書類や施設などが発行する証明書などが必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。

※居所とは、現に居住している「住所地以外の地」のことをいいます。
お問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）

風しんワクチン接種費用の一部を助成します

本市では、先天性風しん症候群を予防するため、妊娠を希望する女性などで、風しんに対する免疫が不十分（抗体検査結果の数値が不十分）である人を対象に風しんワクチン接種費用の一部を助成します。



対象者 接種時に本市に住民登録があり、風しん抗体検査の結果、免疫が不十分（HI法で16倍以下、またはEIA法で8.0未満、いずれもワクチン接種日以前5年以内の結果）で、かつ次のいずれかに該当する人

- ① 妊娠を希望する女性
- ② 妊娠を希望する女性の配偶者
- ③ 妊娠している女性の配偶者

※現在、妊娠している人およびその可能性がある人は接種できません。また接種後は少なくとも2カ月間の避妊が必要です。

※申請方法、助成上限額など、詳しくはお問い合わせください。

※風しん抗体検査は富田林保健所で無料で受けることができますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 健康づくり推進課 ☎(28)5520

国勢調査を実施します

調査にご協力を



国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき5年ごとに実施する最も重要な調査です。

27年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施します。

調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められている他、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らし

のために役立てられます。

今回の調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答されなかつた世帯には紙の調査票を配布して調査します。

紙の調査票は、調査員に直接提出いただくか、郵送でも提出いただけます。

9月から10月にかけて調査員が伺いますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。

※詳しくは、

総務省統計局「国勢調査2015」を

ご覧ください。

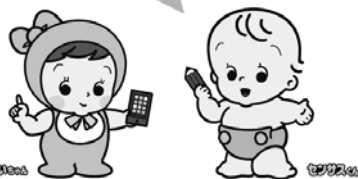
お問い合わせ

総務課（内線331）

国勢調査 2015

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした調査です。

みなさまのご理解・ご協力を
よろしくお願いします。



<http://kokusei2015.stat.go.jp/>

総務省統計局・都道府県・市区町村からのお知らせです

婚活パーティーを

開催します



自然を満喫！BBQ&ミカン狩り

アウトドア婚活inサバーファーム

国の地方創生総合戦略では、人口減少・少子化対策の一環として、結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援の強化を掲げています。

本市では、結婚を真剣に考える若者世代に出会いの場を提供し、結婚へのきっかけとしていただくとともに、将来結婚された際には、優良な居住環境の下で安心して子育てができる本市への定住を働き掛けるため、本市主催の婚活パーティーを27年度中に4回開催します。

このたび、第2回目のパーティー「自然を満喫！BBQ&ミカン狩り♪アウトドア婚活inサバーファーム」を次のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。

とき 10月25日(日)、正午～

ところ 農業公園サバーファーム

対象者 結婚を真剣に考える20歳からおおむね40歳ま

●臨時福祉給付金 ●子育て世帯臨時特例給付金 に関するお知らせ

「臨時福祉給付金」の受付場所が変わります

臨時福祉給付金の市役所の受付場所が9月7日(月)～、地下902会議室から2階20番窓口向かいの特設受付へ変更となります。

なお、金剛連絡所では、引き続き2階特設受付で申請を受け付けています。

どちらの受付場所も申請受付期間は、10月30日(金)までです。支給対象者かどうかの確認や申請書の必要なのはご連絡ください。

※支給対象者の要件は、市ウェブサイトの各課のページ「地域福祉課」でもご覧いただくことができます。

申し込み 10月30日(金)までに、申請書に必要書類を添えて、郵送で☎584・8

511 市役所臨時福祉給付金支給担当へ
※市役所および金剛連絡所2階特設受付窓口への持参

も可(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)。

問い合わせ 市給付金専用コールセンター ☎0570(074)474(10月30日(金)まで)、臨時福祉給付金支給担当(内線286)

「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受け付けを12月1日(火)まで延長します

支給対象者で申請がまだの人はお急ぎください。申請期間以降の申請は原則受け付けできません。

なお、申請書がお手元に無い人はお問い合わせください。※公務員の人は職場から交付を受けてください。今年度の子育て世帯臨時

特例給付金の申請書は、多くの人が、児童手当の現況届と一体となっています。

なお、現況届の提出がない人は、10月支給分(6月～9月分)以降の児童手当の支給を停止させていただきます。

申し込み 12月1日(火)までに、申請書に必要書類を添えて、郵送で☎584・8511 市役所子育て世帯臨時特例給付金支給担当へ
※市役所2階こども未来室への持参も可(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)

問い合わせ 市給付金専用コールセンター ☎0570(074)474(10月30日(金)まで)、子育て世帯臨時特例給付金支給担当(内線205)

「富田林市きらめき商品券」完売しました

プレミアム商品券「富田林市きらめき商品券」について、7月に事前申し込みを受け付けたところ、販売予定数を大きく上回る申し込みをいただきましたので、販売は事前申し込み分で終了となります。追加販売はありません。



※その他詳しくは富田林商工会ウェブサイト「富田林市きらめき商品券のページ」(<http://gift.tonshow.or.jp/>)をご覧ください。

問い合わせ 「富田林市きらめき商品券」事務局 ☎(23)6900 (土・日曜日、祝日を除く午前10時～午後6時)

本を通じてくみこむ

「まちライブラリー」

本の読みかたを、おぼえていただきます

面白かった本や心を動かされた本などを、お薦めメッセージを書いて寄贈していただき、次にその本を読んだ人もメッセージを書きます。こうしていろいろな人のメッセージが書かれた本が集まり、本を通じて人がつながっていくコミュニケーション図書館「まち

ライブラリー」は関西を中心に200カ所を越え、さらに広がっています。富田林初の「まちライブラリー」が9月1日(火)から「きらめきファクトリー」2階の本棚で始まります。あなたを感動させた本で、誰かを感動させませんか。

寄贈をお願いしたい本のテーマやその他詳しくは、きらめきファクトリーのホームページ <http://www.tonkira.jp> や <http://www.facebook.com/kiyameki> で随時ご案内します。
お問い合わせ きらめきファクトリー ☎(24)5500



富田林寺内町の公共施設と農業公園 サーバーファームに「Wi-Fi」を設置しました

富田林寺内町や農業公園サーバーファームを訪れる人が、スマートフォンやタブレット端末などで情報検索する際の利便性を向上させるため、次の施設に「Wi-Fi」を設置しましたので、ぜひご利用ください。な

お、利用方法など詳しくはお問い合わせください。
設置施設 重要文化財旧杉山家住宅、旧田中家住宅、じないまち交流館、じないまち展望広場、農業公園サーバーファーム
※なお、Wi-Fiは大阪



観光局が提供する「大阪フリーWi-Fi」です。
※本市では、すでに近鉄長野線「富田林駅」、南海高野線「金剛駅」、きらめきファクトリーに設置済みです。
お問い合わせ 政策推進課 (内線420)

9月9日は

「救急の日」

9月6日～12日は

「救急医療週間」

毎年9月9日は「救急の日」です。また、この日を含む1週間は「救急医療週間」(今年は9月6日(日)～12日(土))と定められています。この期間は、市民の皆さんに救急業務や救急医療を正しく理解していただくため、例年、救急に関する行事を実施しています。

市消防本部の昨年の救急出動件数は6643件で、搬送人員6004人のうち3585人が軽症でした。救急搬送や救急医療は、重症患者に対応することが本来の機能です。

市民の皆さんの生命を守る救急体制を維持するため、ケガや病気などで緊急の場合は、迷わず救急車を呼んでいただき、そうでない場合は早めに近くの医療機関を受診するなど、救急車の適正利用に引き続きご協力をお願いします。

救急講演会を開催

とき 9月12日(土)、午後2時30分～4時

ところ 市消防本部4階講堂
※車でお越しの場合は、市役所第二駐車場をご利用ください。ただし、駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
内容 講演「突然!!胸の痛み」日常に役立つ心臓血管外科知識
定員 200人(当日、直接会場へ) 参加費 無料

講師 佐賀 俊彦さん(近畿大学医学部付属病院心臓血管外科教授)
問い合わせ 市消防本部警備救急課 ☎(23)1125
救急活動を見てください!

家族にもしものことがあった時、近くに救急車がない!という事態になる前に救急車の適正利用について一緒に考えましょう。
心肺停止になった人に対する救急活動を実際の救急隊が実演します。その他、応急手当での紹介や救急車の展示も実施しますのでぜひご来場ください。

とき 9月6日(日)、午前10時～午後1時
ところ・内容 エコール・ロゼ1階アトリウム広場
救急活動の実演、救急資器材の展示など、1階西側入口前II高規格救急車の展示
問い合わせ 市消防本部消防署 ☎(23)0119

とき 9月6日(日)、午前10時～午後1時
ところ・内容 エコール・ロゼ1階アトリウム広場
救急活動の実演、救急資器材の展示など、1階西側入口前II高規格救急車の展示
問い合わせ 市消防本部消防署 ☎(23)0119

9月は防災月間です

日頃から気象情報には十分注意しましょう

大正12年に起こった関東大震災の惨事を教訓に、毎年9月は「防災月間」と定められています。

地震や集中豪雨などの自然災害は、人の力で事前に食い止めることはできません。

しかし、日頃から災害に対する備えを怠らず、対応できる用意をしておくことで、被害の拡大を防ぐことができます。この機会に、家族や地域でできることを考えてみましょう。

大雨などの気象警報を市町村ごとに発表

気象庁では、警戒の必要な地域をより分かりやすくするため、市町村ごとに特別警報、気象警報・注意報を発表しています。

さらに、大雨警報を発表する際、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」のように、特に警戒が必要

な災害名を併せてお知らせ

しています。これにより、本市で災害発生の恐れがあるとき、「富田林市」と明示して発表されます。

本市に関する気象情報などは、次のホームページから入手できます。

《携帯電話》

■本市の特別警報、気象警報・注意報

◎国土交通省防災情報提供センター <http://www.jma.go.jp/jp/bosaijoho/m/warn/area/106/331/27214.html>

■府の特別警報、気象警報・注意報

◎おおさか防災ネット <http://www.osaka-bousai-net/mobile/pref/MobileWarningJmADetail.htm>

◎おおさか防災ネット <http://www.osaka-bousai-net/mobile/pref/MobileWarningJmADetail.htm>

◎おおさか防災ネット <http://www.osaka-bousai-net/mobile/pref/MobileWarningJmADetail.htm>



※同防災ネットの防災情報メールサービスに登録すると、本市に特別警報、気象警報・注意報が発令されたとき、携帯電話にメール配信されます。登録は、このアドレス [\[touroku@osaka-bousai.net\]](mailto:touroku@osaka-bousai.net) に空メール（件名・本文には何も入力しない）を送信すると返信されてくるメールから手続きをしてください。なお、登録は無料ですが、メール受信にかかる通信料は利用者負担となります。

《パソコン》
■本市の特別警報、気象警報・注意報
◎気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jp/warn/2721400.html>

テレビのデータ放送でも、市町村ごとの特別警報、気象警報・注意報の発表状況を確認できます。なお、テレビやラジオなどで放送される場合は、画面表示の文字数や読み上げ可能な文章の範囲内で伝えるため、「大阪府」や「南河内」と放送される場合があります。

お問い合わせ 危機管理室（内線9503）
※気象情報に関することは大阪管区気象台予報課（☎06（6949）6303）へお問い合わせください。

大阪南農業協同組合旧彼方支店が災害時の避難所として利用できるようになりました

本市では、大阪南農業協同組合と災害時における支援に関する協定を締結しました。

これにより、大阪南農業協同組合旧彼方支店（伏見堂1の4）が、災害時の避難所として利用できるようになりました。

お問い合わせ 危機管理室（内線9503）



防災情報音声案内サービスを開始します

9月1日（火）、防災情報音声案内サービスを開始します。

このサービスは、防災無線から放送している防災情報について、放送内容を電話で確認できるものです。防災無線の放送が聞き取りにくい場合などにご利用ください。電話番号は次のとおりです。

・防災情報音声案内サービス電話番号（☎0800（805）5653）（固定電話、携帯電話共通）
※なお、この電話はフリーダイヤルで通話料は掛かりません。
お問い合わせ 危機管理室（内線9503）

みんなで防ごう障がい者虐待

～今年10月で障がい者虐待防止法が施行されてから3年が経過します～

障がい者の権利や尊厳を守るため、虐待を防止することは極めて重要な課題です。そのため、国では障がい者虐待の防止や養護者に対する支援などに関する施策を推進するため、障がい者虐待防止法（正式名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）を制定し、24年10月1日から施行しています。

虐待には、身体に暴行を加えたり、拘束したりする「身体的虐待」だけでなく、「性的虐待」「心理的虐待」「放棄・放任（ネグレクト）」「経済的虐待」などがあります。

これらの虐待は、特定の人や家庭だけで起こるものではなく、虐待をもっと身近な問題として捉え、社会全体で、その予防や早期発見・対応に努めなければなりません。そのため、皆さんからの通報や相談が重要です。

本市では障がい者虐待に関する通報や相談を次の窓口で受け付けています。通報者や相談者のプライバシーは厳守されますので、おかしいと感じたらまずはご相談ください。

障がい者虐待に関する通報・相談窓口

・障がい福祉課（市障がい者虐待防止センター）（内線194、195）・FAX(25)3123

障がい者虐待に関する相談窓口

・相談支援センターあーる（障がい者基幹相談支援センター）（☎(20)6575・FAX(55)3113）

住宅の耐震診断・工事

補助制度のご利用を

補助対象住宅 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅

を受けることができます。○耐震工事Ⅱ工事費用の3分の1の額（上限100万円）

補助金額 ○耐震診断Ⅱ診断費用の10分の9の額（上限4万5000円）
※一般的な住宅では自己負担約5000円で耐震診断

※その他要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。
お問い合わせ 住宅政策課（内線438）

準防火地域の指定区域を拡大します

本市では、災害に強いまちづくりをめざし、今後発生が懸念されている大規模災害に備えて、準防火地域の指定区域を拡大します。

準防火地域とは、地震などの災害により生じる、市街地における火災の延焼被害を軽減することを目的とし、建物に一定の耐火性能を義務付けることを定める地域です。

準防火地域の指定区域表	
近隣商業地域	
商業地域	
10月1日(木)から指定拡大される地域	第一種中高層住居専用地域 ※1
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域 ※2
	第二種住居地域
	準住居地域
準工業地域	

※1 市街化調整区域を除く。
※2 伝統的建造物群保存地区を除く。
準防火地域の指定 10月1日

オータムジャンボ宝くじ発売！

1等・前後賞合わせて5億円が当たるオータムジャンボ宝くじが発売されます。同宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。府内の宝くじ売場でお買い求めください。

発売期間 9月28日(月)～10月16日(金)

問い合わせ (公財) 府市町村振興協会 ☎06(6941)7441



区域 上表参照
※詳しくは、市ウェブサイトの各課のページ「まちづくり推進課」をご覧ください。
問い合わせ まちづくり推進課（内線453、459）

期日前投票所 投票立会人を追加募集します

投票がどのように公正に実施されているか、立会人になって体験してみませんか

市選挙管理委員会では、学生の皆さんを含めた、多くの若い世代の皆さんに選挙や政治にもっと関心を持っていただくため、期日前投票所投票立会人の希望者名簿への登録者を次のとおり追加募集します。

選挙があるごとに、登録された人の中から同委員会が立会人を選任します。
立会日など 期日前投票期間中で同委員会が選任する日の午前8時15分～午後8時15分
※休憩は交代で適宜取っていただきますが、施設外へ

出ることはいけません。

ところ 金剛連絡所2階ホール

内容 同投票所の投票事務が公正に実施されるよう立ち会い、投票所閉鎖後に投票録へ署名

対象者 本市に住民登録をしている、選挙権がある18歳～30歳代（昭和50年10月2日～平成9年10月1日生まれ）の人

※登録有効期限内に、18歳～19歳になる人も応募はできますが、公職選挙法の一部を改正する法律により、要件（28年6月19日（日）以降

選挙権年齢が18歳に引き下げられます

公職選挙法の一部が改正され、28年6月19日（日）以後に初めて執行される国政選挙（衆議院議員総選挙もしくは参議院議員通常選挙）の公示日のうち、いずれか早い日以後に執行される選挙、最高裁判所裁判官国民審査および住民投票から、選挙権年齢が満20歳から満18歳に引き下げられます。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局（内線486）

に初めて公示される国政選挙から適用）を満たすまでは選任されません。
※積極的に特定の候補者の選挙運動に携わっている人や候補者の親族などは除きます。

登録有効期限 10月1日（木）～29年9月30日（土）

報酬 条例で定める額

申し込み 選挙管理委員会事務局で配布する登録申込書および応募動機記入用紙に必要事項を記入し、9月25日（金）（必着）までに☎584・8511常盤町1の1 同事務局（内線486）へ（郵送可）

※登録申込書などは、市ウェブサイトの各課のページ「選挙管理委員会」からダウンロードもできます。

※同事務局で審査の上、登録者を決定します。また、同立会人は登録者の中から選挙ごとに同事務局で選任（希望日が重複する場合は抽選）し、選任者には選挙期日の2～3週間前に通知します。

※登録をされても選挙が行われないなどにより立会人として従事していただけない場合もあります。

※選任者には制度などの説明会を開催する予定です。その際は必ず出席してください。

災害時要援護者台帳に登録を

本市では、災害時の避難に支援が必要な人（災害時要援護者）をご本人の申し出により台帳に登録し、地域の災害時要援護者



害時要援護者支援組織に提供し、

喜志財産区議会議員選挙

任期満了に伴い、次のとおり選挙を実施します。

投票日 10月4日（日）、午前7時～午後4時

告示日 9月29日（火）

《立候補届け出受け付け》

とき 9月29日（火）、午前8時30分～午後5時

ところ 市役所401会議室

問い合わせ 選挙管理委員会事務局（内線486）

11月22日（日）は府知事選挙です

任期満了に伴い、府知事選挙が実施されます。日程などは次のとおりです。

投票日 11月22日（日）、午前7時～午後8時

告示日 11月5日（木）

期日前投票期間・時間 11月6日（金）～21日（土）、午前8時30分～午後8時

期日前投票場所 市役所4階401会議室、金剛連絡所2階ホール

問い合わせ 選挙管理委員会事務局（内線486）

いざというときに備え適切に情報管理していただいています。
台帳への登録を希望される人は、地域福祉課または地域の民生委員・児童委員までご連絡ください。
問い合わせ 地域福祉課（内線282、285）

犬・猫などの飼育マナー

周辺の生活環境を良好に保つことは、飼い主のマナーです。

犬、猫などのペットが他人を傷つけたり、近所に迷惑を掛けたりすることがないように、次のことなどに注意して責任を持って飼いましょう。

◎犬を飼う際は、飼犬登録をして、狂犬病予防注射を必ず年に1回受けましょう。

◎フン・尿は、必ずスコップやビニール袋、フン受けを持って後始末をして、臭いや鳴き声で近所に迷惑を掛けないようにしましょう。

◎猫は、他人の家に迷惑を掛ける恐れがあり、交通事故や感染症などの心配もあります。猫は、室内で飼いましょう。

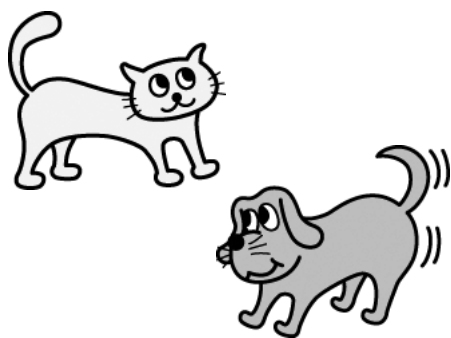
◎犬や猫の放し飼いはやめましょう。

◎猫にむやみにエサを与えると、周囲に迷惑を掛けたり、将来捨てられたりする猫を増やす可能性がありますので、やめましょう。

◎何らかの事情でペットを飼えなくなったら、新しい飼い主を探す努力をし、安易にペットを捨てないようにしましょう。

◎数が増えすぎて、責任を持って飼うことができない場合は、不妊・去勢手術などにより繁殖を制限しましょう。

問い合わせ 飼い犬・飼い猫に対しての不妊・去勢手術の助成制度について 衛生課（内線143、147）、犬、猫などのペットに関する相談 府動物管理指導所藤井寺分室 ☎072（937）1101



広告入り図書館パンフレット・封筒の無償提供者を募集

市立図書館では、「ブックスタート事業」として、保健センターで実施する4カ月児健診において、絵本の大切さを伝えるとともに、親子で心豊かなひとときを過ごしていただけるよう、受診者全員に絵本を贈呈しています。

その際、赤ちゃん絵本の

紹介などを目的としたパンフレットをオリジナル封筒に封入して同時に配布しています。

このたび、経費の削減に努めるため、28・29年度に使用する広告入り図書館パンフレット・封筒を作成し、無償で提供していただける事業者を募集します。

清掃工場へごみを直接持ち込みます

これまで清掃工場（南河内環境事業組合第1清掃工場）へのごみの持ち込み（有料）については、市役所衛生課での手続きが必要でしたが、住民サービス向上のため、10月1日（休）より、清掃工場へごみを直接持ち込みしていただけるようになります。

搬入可能時間 月～金曜日の午前9時30分～午後4時30分まで（祝日、年末年始は除く）
搬入受付場所 南河内環境

事業組合第1清掃工場（甘南備2345）
搬入可能車両 最大積載量4t以下・全長7t以下の車両

搬入できるもの 市内で発生した一般廃棄物（処理困難物は除く）
※産業廃棄物は搬入できません。

申し込み 同組合第1清掃工場または衛生課で配布する一般廃棄物搬入申込書に必要事項を記入し、同組合第1清掃工場内の受付へ

※広告主は、事業者で募集していたいただきます。
申し込み 9月8日（火）～24日（月曜日、祝日を除く）午前9時30分～午後6時）に中央図書館 ☎(25)4921へ



※一般廃棄物搬入申込書は同組合ホームページ <http://www.minamikawachi-kankyo.or.jp/> または市ウェブサイトの各課のページ「衛生課からダウンロードもできます。」

※運転免許証など、本人確認できるものが必要です。事業所の場合は、雇用関係の確認のために社員証や名刺なども併せて必要です。※手数料はごみの重量に応じて変わります。詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ 衛生課（内線144、146）、同組合第1清掃工場 ☎(33)6585

健康とんだばやし21 イベント開催!

9月は健康増進法で健康月間と定められており、健康月間中は「1に運動 2に食事 しつかり禁煙 最後にくすり健康寿命の延伸」を全国統一標語に掲げ、一人一人の健康づくりを促進する普及啓発が展開されています。

本市では、27年3月に「健康とんだばやし21(第二次)及び食育推進計画」を策定し、市民の皆さんが生活習慣に気を付けて、いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくりをめざしています。

このたび、健康月間にちなみ次のとおりイベントを実施しますので、気軽にご参加ください。

とんだばやし健康応援 キャンペーンの気軽に 健康チェック

とき 9月25日(金) 午前10時～午後3時
ところ エコール・ロゼ1階アトリウム広場

内容

- 体組成測定(基礎代謝や内臓脂肪レベル、筋肉量、体内年齢などを測定)
- ストレスチェック(唾液をチップに染み込ませて、唾液中に含まれるストレスを感じるが増えるアミラーゼの分泌量を測定) ※定員は150人、飲食後30分は測定できませんのでご注意ください。



ストレスチェック

- 大腸がんクイズラリー
- 保健師、栄養士による個別健康相談
- 参加費 無料(当日、直接会場へ)
- 問い合わせ 健康づくり推進課(☎28)5520

9月10日～16日は自殺予防週間

～死なないで
まず打ち明けて
その悩み～



9月10日(木)～16日(水)は自殺予防週間です。自殺で亡くなる人は全国で年間約2万5000人、昨年は府内で約1400人が亡くなりました。

自殺は、さまざまな要因が複雑に関係して、その多くが「追い込まれた末の死」であり、「防ぐことができる社会的な問題」であると言われています。

さまざまな悩みを抱えている人は、一人で悩まず次の機関などにご相談ください。

また、身近な人の悩みに

石綿による疾病の補償・救済制度をご存じですか?

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。中皮腫などでお亡くなりになられた人が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付などの支給対象となる可能性がありますので、まずは気軽にご相談ください。

問い合わせ 大阪労働局労働基準部労災補償課 [☎06(6949)6507]、羽曳野労働基準監督署 [☎072(956)7161]

- 気付いたら、温かく寄り添いながら、悩みに耳を傾け、次の機関などへの相談をすすめて、じっくりと見守りましょう。
- ところの健康相談統一ダイヤル(☎0570)064)556(9月1日(火)、午前9時30分～30日(水)、午後5時まで24時間対応)
- 府こころの健康総合センター(☎06)6607)8814(年末年始、祝日を除く月～金曜日、午前9時30分～午後5時)
- 富田林保健所(☎23)2681(年末年始、祝日を除く月～金曜日、午前9時～午後5時45分)
- 関西のちの電話(☎06)6309)1121(365日、24時間対応)
- 大阪自殺防止センター

- (☎06)6260)43(毎週金曜日、午後1時～日曜日、午後10時)
- こころの救急箱(☎06)6942)9090(毎週月曜日、午後8時～火曜日、午前3時)
- 自殺予防のちの電話フリーダイヤル(☎0120)738)556(毎月10日、午前8時～翌午前8時)
- ※ 府携帯サイトの自殺対策のページ
[http://k-okoro-osa.ka.jp/j/]
に、さまざま
な悩みの相談窓口などが掲載されていますのでご覧ください。
- 問い合わせ** 健康づくり推進課(☎28)5520



「求人・求職情報 フェア」開催

南河内の企業が出展しますので、就職を希望する人、就労について悩みや相談がある人はぜひ、ご参加ください。

とき 9月29日(火)、午後1時～4時

ところ すばるホール

内容 求人企業による就職面接会、職業適性診断、ハローワーク求人情報検索コーナーと職業紹介、労働相談、障がい者就業・生活

障がい者雇用推進フォーラム in 南河内「障がい者進路合同説明会」

特例子会社、能力開発校、就労訓練や日中活動などを提供する福祉施設など、障がいのある人の進路先になる事業所が一堂に会し、作品をご覧いただけたり、個別ブースで個別面談を受けたりすることができますので、これからの進路選択の機会として利用してください。

また、専門機関による生活相談や就労相談など、個別専門相談ブースも併設しています。

※午後1時30分から就労ガイダンスを予定しています(午後1時から先着順で受け付けますが、定員に達した場合受講をお断りさせていただきますのでご了承ください)。

とき 9月12日(土)、午後1時～4時

ところ すばるホール銀河の間・秀月の間・3階会議室

対象者 障がいのある人やその家族、障がい者支援機関の人、教育機関の人など

参加費 無料 ※当日、直接会場へ。

問い合わせ 南河内南障害者就業・生活支援センター
☎(53)6093・FAX(53)6095

若者のための就職応援プログラム 「ホンキの就職」

「応募に対する不安が強い」「なかなか応募に踏み切れない」「自分に自信が持てない」といった就職活動の悩みや不安を抱えた人を対象とした、グループワークにより問題点を解決し、内定に結びつけるためのセミナーです。

とき 9月29日(火)、10月2日(金)、6日(火)、9日(金)、午後1時～5時30分(全4回) ※9月29日(火)は午後0時45分～開催。

ところ 南河内若者サポートステーション(常盤町3の17の501)

内容 自己分析、業種・職種理解、面接練習など

対象者 18～39歳の未就職者

定員 15人 受講料 無料

申し込み 9月18日(金)までに同サポートステーション
☎(26)9441・FAX(26)9445)へ(電話申し込み可) ※申し込み多数の場合は抽選。定員に満たなかった場合は引き続き受け付けます。

お出かけ就労支援無料相談

本市では、若年者、障がい者、母子・父子家庭の人、中高年の人で、働く意欲がありながら就労できない人を対象に、就労支援コーディネーターによる就労支援相談を市就労支援センター(人権文化センター内)で実施しています。また、月1回市役所での出張相談も次のとおり実施しています。ぜひご利用ください。(22ページ参照)

とき 9月29日(火)、午後1時～4時

ところ 市役所4階A会議室 ※当日、直接会場へ。

問い合わせ 市就労支援センター ☎(24)3700・FAX(25)5952

相談、総合生活相談、母子家庭生活相談、若者の就労相談、中高年齢者就業相談、府福祉人材センター相談、シルバー人材センター相談、雇用保険・年金相談、府高年齢者向け事業説明コーナー、働くことQ&Aパネル展示など

※就職面接会の参加を希望する人は、必ず履歴書を持参(ハローワークカードをお持ちの人は同カードも持参)してください。また、複数の企業との面接もできますので、予備の履歴書を持参されることをお勧めします。

問い合わせ 商工観光課
(内線481)

府総合労働事務所 による「特別労働 相談会・セミナー」

●特別労働相談会

府総合労働事務所の職員による相談です。なお、職員による事前相談を経た上で、弁護士相談や社労士相談、産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談を受けることもできます(面談のみ、要予約)。

とき 9月16日(水)～19日(土)、午前9時～午後8時
(19日(土)は午後1時30分～5時30分)

ところ ①同事務所(大阪市中心区石町二丁目5の3エル・おおさか南館3階)
☎06(6946)2600、②同事務所南大阪センター(堺市西区鳳東町四丁390の1泉北府民センタービル2階)☎072(273)6100

※②は、16日(水)は午後5時45分まで。

※19日(土)は①のみ実施。

※いずれも当日直接会場へ。電話での相談もできます。

●セミナー

とき・内容 ①9月14日(月)、午後1時30分～4時30分
②10月14日(月)、午後1時30分～4時30分

① 9月14日(月)、午後1時30分～4時30分
② 10月14日(月)、午後1時30分～4時30分

ハラに関する大学教授など

による基調講演・パネルディスカッション、②17日(木)、午後3時～4時30分、18日(金)、午後2時～4時40分
① 各種ハラスメント、メンタルヘルスに関する弁護士、臨床心理士などによる講演

ところ エル・おおさか(大阪市中心区石町二丁目5の3)

定員 ①200人、②各40人(いずれも申し込み先着順)

申し込み ①中央労働委員
会西日本事務所☎06(6941)1555、②府総合労働事務所☎06(6946)2600

※申し込み方法など詳しくはお問い合わせください。

ヒューマンメッセージ 「私(たち)の大切な もの」作品募集

やさしさをフォト
&エッセイに

「私(たち)の大切なもの」をテーマに、大切にしていること・もの・人、熱中していることなどを撮影し、あなたの思いをエッセイにして応募してください。思い出の写真、大切にしている写真、携帯電話で撮影したお気に入りの写真でも構いません。

作品は、10月より、市内公共施設、商業施設などで巡回展示し、最後はとんだばやし人権フェア(12月5日(土)、すばるホールで開催)に展示します。

募集作品 四つ切りワイド

(254^ミ×368^ミ)までの写真(必ずタイトルを付けてください)と2000字以内のエッセイ(ひと言メッセージ、俳句、川柳でも可)をセットに3点まで

応募方法 9月8日(火)〜12月3日(木)までに、☎584・8511 市役所人権政策課(内線472)へ持参または郵送(匿名、ニックネームでの応募も可)

男女共同参画フォーラム分科会実施団体募集!

本市では、男女が互いの人権を尊重し、その個性と能力を充分発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、男女共同参画フォーラム「Be・inひろっぱ」を開催します。

同フォーラムにおいて、

市の事業を受託して、男女共同参画に関する分科会を企画・実施する団体(グループ)を次のとおり募集します。

とき 28年1月30日(土)、午前9時30分〜11時30分

ところ すばるホール

募集団体 2団体

申し込み 10月5日(月)までに人権政策課(内線474)へ

※実施団体は、10月19日(月)に選考会を開催し、決定します。

2015 とんだばやし人権フェア 参加団体募集

12月4日(金)〜10日(木)の人権週間に合わせ、毎年12月に開催している同フェアへの参加団体を募集します。展示や発表などを通じて日頃の活動を紹介します。

とき 12月5日(土)、午前10時〜午後3時ごろ

ところ すばるホール

対象者 NPO法人、サークル、クラブなどの市民活動団体

募集団体 15団体(申し込み先着順)

申し込み 人権政策課で配布する申し込み用紙に必要事項を記入し、9月8日(火)〜25日(金)までに、郵送、ファクスまたはEメールで

584・8511 市役所人権政策課(内線472)へ

(FAX)25)9037・Eメール jinken@city.tondabayas.hi.sj.jp

※申し込み用紙は電話、ファクス、Eメールなどで同課へご連絡いただけます。また、市ウェブサイトの各課のページ「人権政策課」からダウンロードもできます。

第44回TBSCA 英語弁論大会出場者募集

富田林・ベスレヘム姉妹都市協会(TBSCA)では、両市の友好親善と英語力の向上を図るため、同弁論大会を開催します。

とき 11月15日(日)、午前9時30分

ところ 市消防本部

出場資格(定員) 市内在住・在学の小学5・6年生(60人程度)

演題 自己紹介など(1分以内)

ご利用ください! 男女共同参画活動助成金

本市では、市民の皆さんが男女共同参画に関わる研修会などに個人で参加する場合、またはグループで講座の企画や学習、出版などの自主活動をする場合に、その経費の一部を助成しています。

今年度中に実施する事業、研修会などが対象で、申請には事業計画書や研修会への受講予定表などを事前に提出していただく必要があります。

申し込み 人権政策課(内線474)へ



※申し込み多数の場合は、学校単位で選抜となり、出場者は各校4人まで。

第11回

「富田林ブランド」産品を

募集します

富田林商工会では、市内で生産・製造された農産物や食品、加工品をブランド認定委員会独自の基準により、「富田林ブランド」として認定（現在23産品）しています。

このたび、同ブランドに認定する産品を募集しますので、ぜひお申し込みください。認定された産品は同委員

会ホームページや各種イベントなどで広く販売促進活動をしていきます。

応募資格 市内で事業を営んでいる個人・法人、またはそれらで構成されたグループ・団体

対象産品 市内で生産・製造された「農畜水産物」「食品」「製品」

申し込み 富田林商工会または商工観光課に備え付け

の認定申請書に必要事項を記入し、9月10日(木)〜30日(水)までに必要書類を添えて、☎584・0012粟ヶ池町2969の5 富田林商工会内同委員会事務局 (☎25)1101へ(郵送可)

※募集説明会を9月25日(金)、午前10時、富田林商工会館2階会議室で開催します。希望される人は当日、直接会場へお越しください。

※詳しくは、同委員会ホームページ <http://www.tonsho.or.jp/tondabayashi-brand/> をご覧ください。

9月は

「自転車マナーアップ強化月間」

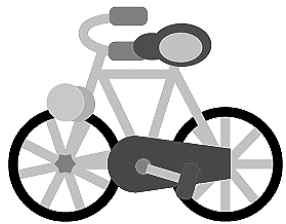
です

9月は広く皆さんに自転車の利用に関する交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、自転車の安全利用を促進し、自転車利用者の交通事故防止を図ることを目的に「自転車マナーアップ強化月間」に指定されて

います。

期間中は「自転車はルールとマナーが、両輪です」をスローガンに「交差点における自転車事故防止」を重点として啓発キャンペーンなどを実施します。

自転車は手軽でエコな乗



り物です。ルールやマナーを守り、事故のないように安全運転を心掛けましょう。

問い合わせ

道路交通課 (内線416)

秋の 全国交通安全運動

9月21日(祝)〜30日(水)までの間、「早めから つけるラ イトで 消える事故」「ちよつとだけ、ちよつとで済まない 飲酒事故」をスローガンに、次のことを重点として啓発キャン

- ペーンなどを実施します。
- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

交通事故をなくすためには、一人一人が交通安全に対する意識を高め、基本的なルールを守り、安全な行動を実践することが大切です。交通事故に遭わないように一層の注意をお願いします。

問い合わせ 道路交通課 (内線416)

安全運転講習会を開催します

交通ルールの順守など、安全運転に対する意識を高めるため、下表の日程で同講習会を開催します。運転免許証をお持ちの人は、最寄りの会場で受講しましょう。なお、運転免許証をお持ちでない人も受講できますので、安全運転に関心のある人は、この機会にぜひ受講してください。

参加費 無料(当日、直接会場へ)

とき	ところ
9月6日(日)、午前11時〜	市消防本部4階講堂
7日(月)、午後7時〜	金剛中学校
8日(火)、午後7時〜	大伴小学校
10日(木)、午後7時〜	藤沢台小学校
16日(水)、午後7時〜	川西小学校
17日(木)、午後7時〜	富田林小学校
18日(金)、午後7時〜	レインボーホール(市民会館)

※いずれも受け付けは30分前〜、全ての会場で手話通訳が付きま

問い合わせ 道路交通課 (内線416)